

2018年度診療報酬改定情報 ～答申内容について～

静岡県保険医協会 歯科部会

本日開催された中医協では、診療報酬改定に向け答申が行われました。具体的に点数が明示されましたので、歯科関連を一部抜粋してお知らせします。（※本号は4頁です）

1、歯科外来診療における院内感染防止対策の推進

歯科外来診療において、院内感染防止対策の推進ため施設基準を新設する。新しい施設基準の届出がある場合は、初診料・再診料が引き上げられるが、届出がない場合は、初診料・再診療は減算される。

【初診料】

(旧) 234点	⇒	(新) 施設基準の届出あり	<u>237点</u>
	⇒	(新) 施設基準の届出なし	<u>226点</u>

【再診料】

(旧) 45点	⇒	(新) 施設基準の届出あり	<u>48点</u>
	⇒	(新) 施設基準の届出なし	<u>41点</u>

【歯科外来診療環境体制加算】

初診時 (旧) 25点	⇒	(新) <u>23点</u>
再診時 (旧) 5点	⇒	(新) <u>3点</u>

<経過措置>

- ・歯科初診料、歯科再診料及び歯科外来環境診療体制加算とも平成30年9月30日までの間は、旧点数により算定する。
- ・施設基準を満たすための研修を受講していない場合について、平成31年3月31日までは要件を満たしているものとして扱う。

2、ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

(新) 歯科疾患管理料 小児口腔機能管理加算 100点

<対象患者>

明らかな摂食機能障害の原因疾患は有していないが、咀嚼や嚥下、構音及び呼吸の各機能について、十分に発達していない又は正常に獲得できていない15歳未満の患者

(新) 歯科疾患管理料 口腔機能管理加算 100点

<対象患者>

老化等により口腔機能の低下を示す症状が3項目以上みられる患者のうち、その中の1項目に少なくとも咀嚼機能低下、咬合力低下又は低舌圧のいずれかを含むもの
(略)

3、歯科訪問診療料の見直し

在宅患者等急性歯科疾患対応加算の廃止と歯科訪問診療料への包括化

【在宅患者等急性歯科疾患対応加算】

イ：同一建物居住者以外の場合	(旧) 170点	⇒	<u>廃止</u>
ロ：同一建物居住者の場合	(旧) 55点	⇒	<u>廃止</u>

【歯科訪問診療料】

1：歯科訪問診療1（同一建物1名で20分以上診療を行った場合）	(旧) 866点	⇒	<u>(新) 1,036点</u>
2：歯科訪問診療2（同一建物2名～9名で20分以上診療を行った場合）	(旧) 283点	⇒	<u>(新) 338点</u>
3：歯科訪問診療3（同一建物10名以上で20分以上診療を行った場合、又は診療時間」が20分未満の場合）	(旧) 120点	⇒	<u>(新) 175点</u>

4、歯科固有の技術の評価の見直し

① 口腔内写真検査の評価の見直し

(旧) 口腔内写真検査	10点	⇒	<u>廃止</u>
(新) 歯周病患者画像活用指導料	10点		
＜対象患者＞			
歯周病に罹患している患者			

② (新) 高強度硬質レジnbrリッジ(1装置につき) 2,500点

③ 歯科口腔リハビリテーション料1

1：有床義歯の場合			
イ ロ以外の場合	(旧) 100点	⇒	<u>(新) 104点</u>
ロ 困難な場合	(旧) 120点	⇒	<u>(新) 124点</u>
2：舌接触補助床の場合	(旧) 190点	⇒	<u>(新) 194点</u>
3：その他の場合	(旧) 185点	⇒	<u>(新) 189点</u>

④ 歯科口腔リハビリテーション料2

(旧) 50点	⇒	<u>(新) 54点</u>
---------	---	----------------

⑤ スケーリング (3分の1顎につき)

(旧) 66点	⇒	<u>(新) 68点</u>
---------	---	----------------

⑥ 感染根管処置 (1歯につき)

1：単根管	(旧) 144点	⇒	<u>(新) 150点</u>
2：2根管	(旧) 294点	⇒	<u>(新) 300点</u>
3：3根管以上	(旧) 432点	⇒	<u>(新) 438点</u>

⑦ 根管充填 (1歯につき)

1：単根管	(旧) 68点	⇒	<u>(新) 72点</u>
2：2根管	(旧) 90点	⇒	<u>(新) 94点</u>
3：3根管以上	(旧) 110点	⇒	<u>(新) 114点</u>

⑧	フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）			
	1：う蝕多発傾向者の場合	（旧） 100点	⇒	<u>（新） 110点</u>
	2：在宅等療養患者の場合	（旧） 100点	⇒	<u>（新） 110点</u>
	3：エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合	（旧） 120点	⇒	<u>（新） 130点</u>
⑨	抜歯			
	1：前歯	（旧） 150点	⇒	<u>（新） 155点</u>
	2：臼歯	（旧） 260点	⇒	<u>（新） 265点</u>
⑩	充填 1			
	1：単純なもの	（旧） 102点	⇒	<u>（新） 104点</u>
	2：複雑なもの	（旧） 154点	⇒	<u>（新） 156点</u>
⑪	充填 2			
	1：単純なもの	（旧） 57点	⇒	<u>（新） 59点</u>
	2：複雑なもの	（旧） 105点	⇒	<u>（新） 107点</u>
⑫	印象採得			
	1：歯冠修復（1個につき）			
	イ 単純印象	（旧） 30点	⇒	<u>（新） 32点</u>
	ロ 連合印象	（旧） 62点	⇒	<u>（新） 64点</u>
	2：欠損補綴（1装置につき）			
	イ 単純印象			
	(1) 簡単なもの	（旧） 40点	⇒	<u>（新） 42点</u>
	(2) 困難なもの	（旧） 70点	⇒	<u>（新） 72点</u>
	ロ 連合印象	（旧） 228点	⇒	<u>（新） 230点</u>
	ハ 特殊印象	（旧） 270点	⇒	<u>（新） 272点</u>
	ニ ブリッジ			
	(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合	（旧） 280点	⇒	<u>（新） 282点</u>
	(2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合	（旧） 332点	⇒	<u>（新） 334点</u>
	ホ 口蓋補綴、顎補綴			
	(1) 印象採得が困難なもの	（旧） 220点	⇒	<u>（新） 222点</u>
	(2) 印象採得が著しく困難なもの	（旧） 400点	⇒	<u>（新） 402点</u>
	3：副子(1装置につき)	（旧） 40点	⇒	<u>（新） 42点</u>
⑬	有床義歯			
	1：局部義歯(1床につき)			
	イ 1歯から4歯まで	（旧） 576点	⇒	<u>（新） 584点</u>
	ロ 5歯から8歯まで	（旧） 708点	⇒	<u>（新） 718点</u>

ハ 9 歯から 11 歯まで	(旧) 940 点	⇒	<u>(新) 954 点</u>
ニ 12 歯から 14 歯まで	(旧) 1,364 点	⇒	<u>(新) 1,382 点</u>
2: 総義歯(1 顎につき)	(旧) 2,132 点	⇒	<u>(新) 2,162 点</u>

⑭ **鑄造鉤**

1: 双子鉤	(旧) 240 点	⇒	<u>(新) 246 点</u>
2: 二腕鉤	(旧) 222 点	⇒	<u>(新) 228 点</u>

⑮ **バー**

1: 鑄造バー	(旧) 444 点	⇒	<u>(新) 450 点</u>
2: 屈曲バー	(旧) 254 点	⇒	<u>(新) 260 点</u>

※本号で紹介した以外にも改定項目がございます。

詳細は、3月に行われる保険医協会主催の新点数説明会にて解説いたします。

説明会参加申込書は近日中に別途 FAX で送付いたします。是非、ご参加ください。

<説明会日程>

開催地	日 時	会 場
中 部	3月22日(木) 18:30~20:30	静岡労政会館 6階 大ホール
東 部	3月23日(金) 19:30~21:30	沼津プラサヴェルデ 301.302 会議室
西 部	3月26日(月) 19:30~21:30	アクトシティ浜松コング レスセンター41 会議室

【参加費】

- ・ 会員無料
- ・ 会員医療機関のスタッフ等は、1人2,000円(テキスト代込み)

※ 会員がいない医療機関は参加できません。必ず事前入会をお願いします。